

院内感染防止対策に関する取組事項

当院では、診療報酬上の施設基準に基づき、院内感染防止対策を組織的に実施し、患者さん・ご家族・来院される皆さまが安心して受診できる医療環境の整備に努めています。

1. 届出施設基準

当院は、院内感染防止対策に関する施設基準について、関東信越厚生局へ届出を行っています。

届出施設基準名：感染対策向上加算 3

2. 院内感染防止対策に関する基本方針

当院は、標準予防策および感染経路別予防策を基本として、院内感染の発生予防、早期発見、発生時の迅速な対応に取り組みます。院内感染防止対策に関する指針およびマニュアルを整備し、必要に応じて見直しを行います。

3. 感染防止対策の組織体制

- 院内に感染防止対策を担当する部門または担当者を設置し、院内感染防止に係る日常業務を行います。
- 院内感染防止対策委員会または関係職員による会議等を通じて、感染症発生状況、抗菌薬使用状況、感染対策上の課題を共有します。
- 必要に応じて感染制御チーム、院内感染管理者または感染対策担当者が中心となり、感染防止対策を推進します。

4. 職員研修およびマニュアル整備

全職員を対象として、院内感染対策に関する研修を年 2 回以上実施します。また、標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等を含む感染対策マニュアルを整備し、職員へ周知します。

5. 院内巡回・感染症発生状況の把握

感染対策担当者等が定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握、感染防止対策の実施状況の確認および職員への指導を行います。院内感染の発生または発生が疑われる場合には、速やかに情報を共有し、感染拡大防止策を実施します。

6. 地域医療機関等との連携

当院は、地域の医療機関、医師会、保健所等と連携し、院内感染対策に関する情報共有、助言の受け入れ、カンファレンスまたは訓練への参加等を通じて、地域全体の感染防止対策の向上に努めます。

7. 発熱患者等への対応

発熱、咳、のどの痛み、下痢、発疹など、感染症を疑わせる症状がある患者さんについては、受診歴の有無にかかわらず、必要な感染防止対策を講じたうえで診療を行います。来院前にお電話等でご連絡いただくようお願いいたします。診療にあたっては、空間的または時間的分離等により、他の患者さんとの接触機会をできる限り低減します。

8. 患者さん・ご家族・来院される皆さまへのお願い

- 来院時や診療前後の手指消毒にご協力ください。
- 院内では原則マスク着用をお願いします。
- 発熱や咳などの症状がある場合は、受付または職員へ必ずお申し出ください。
- 感染拡大防止のため、診療順や待機場所、面会制限等についてお願いをする場合があります。

9. 指針の閲覧・公表および相談窓口

院内感染防止対策に関する指針および取組事項は、患者さんおよびご家族からの求めに応じて閲覧できるようにしています。また、必要に応じて院内掲示およびウェブサイト等により公表します。ご不明な点がございましたら、下記窓口までお申し出ください。

相談窓口：受付にお申し出ください 担当部署：院内感染対策チーム

2026 年 4 月 1 日
医療法人社団聖ルカ会
パシフィックホスピタル
新倉 春男